

Tomisato City

災害予防計画



目 次

災害予防計画

第2編 災害予防計画.....	予防 1-1
第1章 市の防災力の向上.....	予防 1-1
第1節 活動体制の強化.....	予防 1-1-1
第1 市の防災体制の整備.....	予防 1-1-1
1. 初動活動体制の整備.....	予防 1-1-1
2. 執務環境の整備.....	予防 1-1-1
3. 防災拠点の整備.....	予防 1-1-2
4. 受援計画の策定.....	予防 1-1-2
5. 業務継続計画（BCP）の推進.....	予防 1-1-2
6. 防災関係機関との連携の整備.....	予防 1-1-3
第2 応援協力体制の整備.....	予防 1-1-4
1. 県外市町村との災害時における相互応援協定の推進.....	予防 1-1-4
2. 関係団体・事業所等との協定締結.....	予防 1-1-4
3. 広域避難の受入体制の整備.....	予防 1-1-4
第3 職員の防災力の向上.....	予防 1-1-5
1. 研修の実施.....	予防 1-1-5
2. 職員の家庭における安全対策の徹底.....	予防 1-1-5
3. マニュアルの作成.....	予防 1-1-6
第4 罹災証明書の交付体制の整備.....	予防 1-1-7
1. 被害調査実施体制の整備.....	予防 1-1-7
2. 証明書交付体制の整備.....	予防 1-1-7
第2節 緊急対応活動のための準備.....	予防 1-2-1
第1 情報通信体制の整備.....	予防 1-2-1
1. 非常通信訓練の実施.....	予防 1-2-1
2. 災害通信網の整備.....	予防 1-2-1
3. 情報伝達手段の整備.....	予防 1-2-2
第2 消防活動体制の整備.....	予防 1-2-3
1. 消防資機材等の整備.....	予防 1-2-3
2. 消防団の強化.....	予防 1-2-3
3. 消防水利の整備.....	予防 1-2-3
4. 市町村相互の応援体制.....	予防 1-2-3
第3 救急救助体制の整備.....	予防 1-2-4
1. 救急救助体制の整備.....	予防 1-2-4
2. 救急医療情報通信体制の整備.....	予防 1-2-4
3. 市民の自主救護能力の向上.....	予防 1-2-4
第4 応急医療体制の整備.....	予防 1-2-5

1. 医療救護体制の整備	予防 1-2-5
2. 後方医療体制の整備	予防 1-2-5
3. 長期的医療体制の整備	予防 1-2-5
4. 医薬品・医療用資器材の確保	予防 1-2-5
第5 緊急輸送体制の整備	予防 1-2-6
1. 緊急輸送道路の指定	予防 1-2-6
2. 食料・物資集配拠点の整備	予防 1-2-6
3. 臨時ヘリポートの指定	予防 1-2-6
4. 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備	予防 1-2-6
第6 避難体制の整備	予防 1-2-7
1. 避難所等の指定	予防 1-2-7
2. 避難所の整備	予防 1-2-7
3. 避難路の整備	予防 1-2-8
4. 避難体制の整備	予防 1-2-8
第7 帰宅困難者・滞留者対策	予防 1-2-9
1. 帰宅困難者・滞留者対策の普及・啓発	予防 1-2-9
2. 事業者・学校等への啓発	予防 1-2-9
3. 関係機関との連携	予防 1-2-9
第8 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備	予防 1-2-10
1. 被災建築物応急危険度判定体制の整備	予防 1-2-10
2. 被災宅地危険度判定体制の整備	予防 1-2-10
第3節 生活維持活動のための準備	予防 1-3-1
第1 給水体制の整備	予防 1-3-1
1. 応急給水等訓練の実施	予防 1-3-1
2. 給水施設の整備	予防 1-3-1
3. 給水資器材の整備及び調達体制の整備	予防 1-3-1
4. 給水体制の多重化	予防 1-3-1
第2 物資供給体制の整備	予防 1-3-3
1. 備蓄体制の整備	予防 1-3-3
2. 輸送体制の整備	予防 1-3-4
第3 廃棄物処理体制の整備	予防 1-3-5
1. 廃棄物処理体制の整備	予防 1-3-5
2. し尿処理体制の整備	予防 1-3-6
第4節 調査研究	予防 1-4-1
1. 災害対策に関する調査研究	予防 1-4-1
2. 防災アセスメント調査	予防 1-4-1
第2章 被害防止対策の推進	予防 2-1
第1節 災害に強いまちづくり	予防 2-1-1
第1 防災まちづくりの推進	予防 2-1-1
1. 防災まちづくり	予防 2-1-1

2. 市街地の整備.....	予防 2-1-2
3. オープンスペースの整備・保全.....	予防 2-1-2
4. 建築物不燃化の促進.....	予防 2-1-2
5. 建築物等の耐震化等.....	予防 2-1-3
6. ライフライン施設の耐震化等.....	予防 2-1-3
7. 道路・橋りょうの耐震化等.....	予防 2-1-4
第2節 火災予防対策.....	予防 2-2-1
1. 建築物等の出火防止.....	予防 2-2-1
2. 火災予防についての啓発.....	予防 2-2-2
3. 文化財の防火対策.....	予防 2-2-2
第3節 危険物施設等の災害予防対策.....	予防 2-3-1
1. 危険物製造所等の保安監督.....	予防 2-3-1
2. 危険物施設等の安全化.....	予防 2-3-1
第4節 地盤災害予防対策.....	予防 2-4-1
1. 土砂災害の防止.....	予防 2-4-1
2. 液状化対策.....	予防 2-4-4
3. 地盤沈下防止.....	予防 2-4-5
第5節 浸水予防対策.....	予防 2-5-1
1. 下水道の整備.....	予防 2-5-1
2. 流出抑制対策の推進.....	予防 2-5-1
3. 浸水危険地区の周知.....	予防 2-5-1
4. 警戒避難体制の整備.....	予防 2-5-2
5. 道路の災害防止.....	予防 2-5-2
6. 農作物の水害予防対策.....	予防 2-5-2
第6節 雪害予防対策.....	予防 2-6-1
1. 道路の雪害防止対策.....	予防 2-6-1
2. 農作物等の雪害防止対策.....	予防 2-6-1
3. 電力施設の雪害防止対策.....	予防 2-6-1
4. 通信施設の雪害防止対策.....	予防 2-6-1
第7節 風害予防対策.....	予防 2-7-1
1. 台風・竜巻等に関する知識の普及.....	予防 2-7-1
2. 樹木等の風害防止対策.....	予防 2-7-2
3. 農作物等の風害防止対策.....	予防 2-7-2
4. 電力施設の風害防止対策.....	予防 2-7-2
5. 通信施設の風害防止対策.....	予防 2-7-2
第8節 大規模事故災害予防対策.....	予防 2-8-1
1. 大規模火災対策.....	予防 2-8-1
2. 林野火災対策.....	予防 2-8-2
3. 危険物等災害対策.....	予防 2-8-3
4. 航空機事故災害対策.....	予防 2-8-4
5. 道路事故災害対策.....	予防 2-8-4

6. 放射性物質事故災害対策	予防 2-8-4
7. 水道事故災害対策	予防 2-8-5
第3章 地域の自主防災力の向上	予防 3-1
第1節 防災教育	予防 3-1-1
1. 市民等への防災知識の普及	予防 3-1-1
2. 教育における防災知識の普及	予防 3-1-1
第2節 防災訓練	予防 3-2-1
1. 総合防災訓練	予防 3-2-1
2. 個別訓練	予防 3-2-1
第3節 要配慮者の安全確保	予防 3-3-1
1. 要配慮者の支援体制の充実	予防 3-3-1
2. 避難行動要支援者に対する対応	予防 3-3-1
3. 要配慮者全般に対する対応	予防 3-3-3
4. 福祉施設における防災対策	予防 3-3-4
5. 外国人への対応	予防 3-3-5
第4節 地域の防災組織等の整備	予防 3-4-1
第1 市民による取組	予防 3-4-1
1. 自助の取組の推進	予防 3-4-1
第2 自主防災組織の整備	予防 3-4-2
1. 自主防災組織の結成促進	予防 3-4-2
2. 自主防災組織の活動支援	予防 3-4-2
第3 事業所等の防災組織の整備	予防 3-4-4
1. 防災・防火管理体制の強化	予防 3-4-4
2. 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織	予防 3-4-4
3. 事業継続計画の作成	予防 3-4-4
4. 災害対策への協力	予防 3-4-4
第5節 災害ボランティア活動のための環境整備	予防 3-5-1
1. ボランティア受入れのための環境整備	予防 3-5-1
2. ボランティア意識の啓発	予防 3-5-1
3. ボランティアコーディネーターの養成	予防 3-5-1

第2編 災害予防計画

市において発生が想定される災害の中で、被害が最も大きくなると想定される災害は、いつ起こるか分からない地震災害である。現状では地震の発生を予測することは困難であるため、震災対策については、地震が発生した場合、その被害を軽減させるための予防対策が最も重要である。

具体的な対策としては、耐震・不燃化事業の推進、老朽化建物に対する耐震診断や補強計画等の推進が挙げられる。

地震以外の災害としては、市域の市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が減少し、雨水の流出量が増えることによる、いわゆる都市型の水害の発生が懸念される。特に、近年は局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、市街化の進んだ地域や低地等に浸水被害が発生している。また、急傾斜地では豪雨に伴う土砂災害の危険性がある。

こういった災害に備えるためには、災害時の活動体制、情報収集・広報体制の整備や食料、飲料水、生活必需品の備蓄等、防災体制の整備が重要である。

また、大規模災害では、行政の力だけでは災害応急活動にも限界があるため、行政と市民が一体となって地域全体の防災体制を構築する必要がある。

第1章 市の防災力の向上

市の「市の防災力の向上」は、以下の施策をもって推進する。

市の防災力の向上

第1節 活動体制の強化

第2節 緊急対応活動のための準備

第3節 生活維持活動のための準備

第4節 調査研究

総則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第1節 活動体制の強化

大規模災害時には、広範囲にわたる建物被害、同時多発火災や救急救助事象が発生するとともに、ライフラインの被災により被害が拡大することが想定される。

このような状況に的確に対応できるよう、発災直後の初動活動体制、受援体制等の整備を図り災害時の活動体制を強化する。

第1 市の防災体制の整備

近年発生した熊本地震（平成28年）、東日本大震災（平成23年）等の地震災害の教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信の混乱等により職員間の連絡が途絶した場合であっても、定められた参集基準に基づき、職員が自身の判断で自主参集し、速やかに情報収集や災害対応に取り組むことのできる初動体制を整備する。

活動項目	担当部署
1. 初動活動体制の整備	全部署
2. 執務環境の整備	全部署
3. 防災拠点の整備	全部署
4. 受援計画の策定	全部署
5. 業務継続計画（BCP）の推進	防災課
6. 防災関係機関との連携体制の整備	防災課

1. 初動活動体制の整備

災害発生初動期において、迅速かつ円滑な災害対応を実施するため、初動活動体制を整備する。

（1）配備体制の整備

全部署は、人事異動等を考慮して、職員の配備体制を見直すとともに、「富里市防災配備指令要綱」（令和4年4月）に基づく防災要員の配備計画を毎年4月に更新し、防災課へ提出する。

（2）職員の参集体制

市域で災害が発生、又は発生するおそれのある場合、職員は「富里市防災配備指令要綱」（令和4年4月）に基づき、防災配備指令、配備体制に応じて参集する。

2. 執務環境の整備

（1）本部室の整備

震度5強以上の地震を観測、又は風水害等により市域に災害が発生した場合、非常体制をとり災害対策本部をすこやかセンター2階に設置する。すこやかセンター2階

には、ホワイトボード、地図、電話回線等の必要設備の確保を進める。

(2) 各執務室の整備

全部署は、市役所庁舎等の職員執務室の、書棚やロッカー等の転倒、ガラスの飛散及び各種機器の転倒を防止する。

(3) 災害対策本部の代替施設の整備

すこやかセンターが大規模地震等により被災し、災害対策本部を設置できなくなった場合を想定し、事前に災害対策本部の代替施設を選定する。

代替施設は、消防本部（3 階講堂）、又は本部長の指定する場所とし、災害対策本部としての機能の整備を図る。

(4) 代替機能の確保

発災に伴う庁舎の停電、断水等に備え、非常用電源の確保、簡易トイレ等の物資の備蓄を充実させる。

(5) 災害対策要員（職員）用食料、飲料水

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害対応業務を行う職員のため、総務課は、食料、飲料水及び備品（必要な生活物資）を最低3日分（推奨1週間）程度備える。

3. 防災拠点の整備

全部署は、災害対策本部設置施設以外にも、所管する公共施設等から災害時に物資集配拠点等の防災拠点として使用する施設をあらかじめ選定し、耐震性の強化、物資の備蓄、非常用電源設備の整備等を促進する。

また、県等からプッシュ型支援が行われる場合を想定し、受援体制の整備を図る。

4. 受援計画の策定

防災課は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を定めた受援計画の策定に努める。

5. 業務継続計画（BCP）の推進

業務継続計画は、災害発生時のリスクのある中で市役所の業務が継続して行えるよう、災害時に優先して継続すべき業務を定め、必要な人、物の資源の準備や対応方針を定めた市役所運営の計画である。

防災課は、市役所の業務継続計画をまとめ、平常時から各部・班のリスクの軽減を行えるように努める。

なお、策定に当たっては、特に以下の重要6要素について定める。

1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気・水・食料等の確保
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理

6. 防災関係機関との連携体制の整備

市は、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。また、情報連絡員の役割について日頃から理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

■防災拠点設置予定場所

種 類		設置場所	備 考
本部	災害対策本部	すこやかセンター2 階	代替施設 消防本部（3階講堂）
	記者会見場	中央棟3階	—
避難	指定緊急避難場所	＜資料46＞ に記載	—
	指定避難所	＜資料47＞ に記載	—
	福祉避難所	＜資料47＞ に記載	市の管理する公共施設、協定締結施設等に設置する。
	帰宅困難者支援一時滞在施設	市内の施設（事業所等の施設を含む）・末廣農場 から選定	市の管理する公共施設、協定締結施設等に設置する。
活動 部隊	消防・自衛 隊集結地	消防	消防本部・北分署
		自衛隊	宿営場所：富里市高野運動場・富里市営運動場・富里工業団地公園・富里中央公園・富里市農林業センター・中部ふれあいセンター・日吉台中央公園・富里市消防本部・富里北部コミュニティセンター・第2工業団地第1公園・第2工業団地第2公園・末廣農場 宿営地：富里中央公園イベント広場
	相互応援市町村の詰所		中央公民館
	臨時ヘリポート		富里中央公園野球場
			—
医療 救護	救護所	すこやかセンター	—
生活・ ライフ ライン	食料・物資集配拠点	社会体育館・末廣農場	—
	給水拠点	小中学校・公共施設・末廣農場	—
	災害ボランティアセンター	富里市福祉センター	—
	ペットの収容所	避難所周辺で確保	—
	応急仮設住宅建設場所	市所有地から選定	—
	がれき等の仮置き場	市所有地から選定	—
窓口	災害相談窓口	市民班・市民活動推進課（市役所・日吉台出張所）	—
調査・ 証明	被災建築物の応急危険度判定の実施	都市計画班	—
	被災宅地危険度判定の実施	都市計画班	—
	住家の被害認定調査の本部	税務班	—
	罹災証明書発行場所	税務班	—
遺体	火葬場	八富成田斎場	市の斎場で火葬できない場合は、「千葉県広域火葬計画」（平成20年4月、千葉県）に定めるところによる。

第2 応援協力体制の整備

大規模災害時には、市のみで災害対応を完遂することは困難と考えられるため、市は、他市町村との相互応援協定や事業者等との応援協定を締結する等、連携体制を整備する。

活動項目	担当部署
1. 県外市町村との災害時における相互応援協定の推進	防災課
2. 関係団体・事業者等との協定締結	関係各課
3. 広域避難の受入体制の整備	市民課、社会福祉課、都市計画課

1. 県外市町村との災害時における相互応援協定の推進

市では、千葉県内の市町村と災害時の相互応援協定を締結している。また、周辺市町村との応援協定だけでは、協定を結んだ市町村全てが被災してしまうこともありうるため、平成30年12月現在、他県の2市町と相互応援協定を締結している。

防災課は、今後も遠隔地との相互応援協定の締結を検討するとともに、災害事例等から必要に応じて協定内容の見直しや増強を進めていく。

【資料33】「災害応援協定等」参照

2. 関係団体・事業所等との協定締結

災害時には防災関係機関のみならず、事業者等や市内団体からの応援が必要となる事態も予想される。このため、関係各課は、あらかじめ関係団体・事業者等と協議し、災害対策上必要となる物資の優先的供給を受ける等の協力業務の内容、協力方法等について、協定締結の促進に努める。

【資料33】「災害応援協定等」参照

3. 広域避難の受入体制の整備

市民課、社会福祉課及び都市計画課は、市や県の区域を越えて広域避難の受入要請があった場合の担当部署や対応策等の受入体制を整備する。

(1) 広域避難者の人数等の把握

市民課は、東日本大震災等による広域避難者の人数等を把握する。

(2) 広域避難者の生活環境の把握

社会福祉課は、広域避難者の健康状態等を把握し、必要に応じ、こころのケア等に努める。

都市計画課は、広域避難者の住居や生活環境を把握し、必要に応じ、生活環境の整備に努める。

第3 職員の防災力の向上

市職員は、平常時から防災知識の向上と災害対応のための技能の習得を図るものとする。市は、市職員の防災力の向上を支援する。

活動項目	担当部署
1. 研修の実施	防災課、総務課
2. 職員の家庭における安全対策の徹底	全部署
3. マニュアルの作成	全部署

1. 研修の実施

防災課及び総務課は、職員に対する防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。

〈職員の防災研修内容〉

- | | |
|---------|------------------------|
| 防災知識の普及 | ① 災害の基礎知識 |
| | ② 災害に対する地域の危険性の把握 |
| 市の防災対策 | ① 災害対策活動の概要 |
| | ② 防災関係職員としての心構え |
| | ③ 部、班内での役割の分担 |
| | ④ 防災行政無線移動系の取扱方法 |
| | ⑤ 災害情報収集・伝達の手順、報告書式の活用 |

2. 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷等により職員としての防災活動が困難になることが想定される。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意等が徹底されるよう、定期的に職員に安全対策の実施を促す。

家庭における主な安全対策は、次のとおりである。

- ① 家具の配置を見直し、家具類や家電製品等の転倒、落下及び移動を防止する。
- ② 家族その他の緊急連絡を要する者と、災害時の連絡方法を確認する。
- ③ 「災害用伝言ダイヤル 171」等の利用方法を確認する。
- ④ 備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。）とともに非常持ち出し品の点検を行う。特に、食料や飲料水等を普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。
- ⑤ 家屋の耐震性や必要な補強等を確認する。
- ⑥ 指定避難所、安全な避難経路、消火器の設置場所及び操作方法を確認する。

3. マニュアルの作成

全部署は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行うため、所掌する応急対策業務の実施手順や要員等について検討し、必要に応じて業務実施のためのマニュアルを作成するものとする。

防災課は、各部署のマニュアル作成を支援する。

＜応急対策活動のためのマニュアル（例）＞

マニュアル	主管課等	内容等	作成状況
職員初動マニュアル	防災課	災害発生後、職員の参集により災害対策本部を設置し、初動活動を開始するまでの実施、確認事項等について記載	毎年
災害対策本部運営マニュアル	防災課	災害対策本部の運営に係る本部員会議の開催（意思決定）、本部執務環境、情報収集・伝達方法、災害広報等を記載	令和4年 4月
避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害・水害）	防災課	土砂災害、水害の危険性が高まらば災害の発生が予測される状況において、避難指示をどのタイミングで、どのように発表、伝達するかを記載	令和3年 5月
避難所開設・運営マニュアル	防災課 避難所担当職員	避難所担当職員による避難所の開設方法、及び自主防災組織を中心とする避難所運営委員会による避難所運営方法について記載	令和6年 3月
福祉避難所開設・運営マニュアル	社会福祉課	市所管施設を福祉避難所として利用する場合の開設と運営、また要配慮者の移送、受入れ方法等について記載	令和4年 4月
救護所設置・運営マニュアル	健康推進課	すこやかセンター等に救護所を設置する場合の開設、運営方法（医療チームとの連携、資器材の確保等）について記載	平成31年 3月
医療救護活動マニュアル	健康推進課	医療チーム等が、救護所、避難所において実施する医療救護活動について記載	
災害廃棄物処理マニュアル	環境課	災害廃棄物の処理方法（運搬、集積、分別等）について記載	

第4 罹災証明書の交付体制の整備

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸し受け等の各種公的融資等を実施する場合に、当該災害によって被災した証明が必要となる。このため市は、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なく罹災証明書を交付するための体制を整備する。

活動項目	担当部署
1. 被害調査実施体制の整備	課税課、納税課、都市計画課
2. 証明書交付体制の整備	課税課、納税課

1. 被害調査実施体制の整備

課税課、納税課及び都市計画課は、平常時から住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結及び調査に必要な傾斜計、メジャー等の携帯物品の備蓄等、罹災証明書の交付に必要な調査実施体制の整備を図る。

【資料33】「災害応援協定等」参照

2. 証明書交付体制の整備

課税課及び納税課は、災害時の相談受付窓口、罹災証明書交付窓口の担当職員の発行業務の習熟を図る等、罹災証明書交付のための体制を整備する。また、迅速な罹災証明書の交付を可能とする支援システム等の導入を検討し、災害時に遅滞なく発行できる体制の整備に努める。

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応
急
対
策
計
画

風
水
害
事
故
災
害

東
海
地
震

災害
復
旧
計
画

資
料
編

総則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第2節 緊急対応活動のための準備

大規模災害時には、情報の収集・伝達、消防活動、救助・救急活動、医療救護活動及び避難活動等、人命を守るための緊急対応活動を最優先で実施することが重要である。

そのため、市及び防災関係機関は、平常時から緊急対応活動のための準備に努めるものとする。

第1 情報通信体制の整備

市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、大規模災害の発生時に生じる多種多様かつ多量の災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

そのため、市及び防災関係機関は、最新の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓を踏まえ、総合的な災害情報システムを構築する。

活動項目	担当部署
1. 非常通信訓練の実施	防災課
2. 災害通信網の整備	防災課
3. 情報伝達手段の整備	防災課

1. 非常通信訓練の実施

防災課は、県等との災害時等における非常通信の適正な運用と防災関係機関相互の協力を確立するため、平常時から伝送の検証等の訓練を行う。

2. 災害通信網の整備

(1) 無線通信施設の整備

防災課は、災害時の停電や通信が一時的に途絶した場合にも、情報の収集伝達体制が確保できるよう、防災行政無線通信による双方向通話の確保等、非常通信機器の整備に努める。

現在、防災行政無線の屋外子局は整備済みであるが、今後も住宅の開発が行われた地区や地域市民の要望、既設子局の設置状況を考慮し、必要に応じて順次増設を検討する。

(2) 避難所等との通信手段の整備

防災課は、災害対策本部等と避難所等との被害情報等の収集伝達手段として、移動系の防災行政無線等の通信手段の整備拡充を図る。

(3) 設備の整備

防災課は、災害時の通信機能を確保するために、バックアップ化、非常電源の確保、通信機器の固定等の対策を推進する。

3. 情報伝達手段の整備

現在、市では、災害時に市民に迅速かつ的確な行動を促すため、情報発信の手段として、防災行政無線、メール（富里市防災・防犯メール、エリアメール及び緊急速報メール）等の通信手段を運用している。

防災課は、防災情報、ソーシャルメディア等、多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

総則	災害予防
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第2 消防活動体制の整備

大規模災害時には、同時火災が多発するとともに通行不能道路の発生や消火栓の使用不能等、消火活動の困難状況により、延焼が拡大し、被害が甚大になる場合が多い。このことは過去の事例からも明らかで、火災による被害を軽減するために、消防力の充実強化を図る。

活動項目	担当部署
1. 消防資機材等の整備	消防本部
2. 消防団の強化	消防本部、消防団
3. 消防水利の整備	消防本部
4. 市町村相互の応援体制	消防本部

1. 消防資機材等の整備

消防本部は、消防車両、装備、資機材を耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い必要に応じて修理・補充を行う。また、宅地開発等に伴う地域環境の変化に対応するため、「消防力の整備指針」（平成31年3月、消防庁）に基づき、資機材・設備等の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

2. 消防団の強化

消防本部は、消防団の強化・活性化のため、資機材等の装備の整備拡充を図るとともに、老朽化した詰所・消防機庫の維持補修を行い、地域の防災機能の充実・強化を図る。なお、消防団員確保のためには、次の点に留意する。

- ① 消防団に関する市民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・装備の改善
- ④ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- ⑤ 機能別消防団員・分団の採用の推進

3. 消防水利の整備

消防本部は、地震時に消火栓が使用できない場合に備え、耐震性を有する防火水槽の整備、自然水利の活用を検討する。

4. 市町村相互の応援体制

消防本部は、消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定の運用に基づく相互の連絡体制等を常に把握し、各種災害の迅速な対応に努める。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年度、千葉県）に基づき、迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び部隊や資機材のリストの更新を行う。

【資料33】「災害応援協定等」参照

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応
急
対
策
計
画

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

復
興
計
画

資
料
編

第3 救急救助体制の整備

大規模災害時には、同時に多数の負傷者が発生し、消防に対し救急救助要請が頻発することが想定される。消防本部は、職員の能力向上を図るとともに救急救助用資機材を備蓄し、市内及び近隣の医療機関と連携した救急救助体制を整備する。

活動項目	担当部署
1. 救急救助体制の整備	消防本部
2. 救急医療情報通信体制の整備	消防本部
3. 市民の自主救護能力の向上	消防本部

1. 救急救助体制の整備

消防本部は、災害時の多数の救急救助要請に備え、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得等隊員の教育訓練を実施するとともに、救急救助用資機材の整備、備蓄を推進し、災害の規模等に応じた出動ができるよう救急救助体制の整備を図る。

2. 救急医療情報通信体制の整備

消防本部は、救急指定病院等との相互の情報通信機能を確保し、医療情報を常時把握するよう努める。

また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等を基に、医療機関との協力体制を確立する。

3. 市民の自主救護能力の向上

消防本部は、市民の自主救護能力を向上させるために救命講習等を実施し、応急手当の知識・技術の普及活動の推進を図る。

第4 応急医療体制の整備

大規模災害時には、地域の医療機関も被災する可能性がある。このような事態においても的確に対処できるよう、医療機関、関係団体、消防、警察等と連携した応急医療体制の整備を図る。

活動項目	担当部署
1. 医療救護体制の整備	健康推進課
2. 後方医療体制の整備	健康推進課
3. 長期的医療体制の整備	健康推進課
4. 医薬品・医療用資器材の確保	健康推進課

1. 医療救護体制の整備

健康推進課は、災害時に備えて、県、日本赤十字社千葉県支部、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、消防本部、警察等に協力を求め、次の事項について取組を進め、医療救護体制の整備を図る。

■医療救護体制の整備に関する事項

- 救護所・避難所の整備
- 地域災害医療対策会議（仮称）の開催
- 医薬品等の備蓄
- 研修会・訓練の実施
- 医療救護活動に関するコーディネーター等の選任
- 通信機器の整備等

2. 後方医療体制の整備

健康推進課は、災害等による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、市内及び周辺地域の医療機関とのネットワーク化を図る。

3. 長期的医療体制の整備

健康推進課は、災害時の避難生活の長期化に対して、こころのケア対策、口腔ケア対策、慢性疾患の対策等が円滑に行われるように、平常時から、被災地の巡回医療等長期的医療体制の整備を図る。

4. 医薬品・医療用資器材の確保

健康推進課は、初動医療活動に必要な医薬品・医療用資器材を印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会等と連携して備蓄を推進するとともに、災害時の調達手段も講じる。

第5 緊急輸送体制の整備

大規模災害時には、市役所庁舎や防災関係機関等の防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

活動項目	担当部署
1. 緊急輸送道路の指定	防災課、建設課
2. 輸送拠点の整備	防災課、商工観光課
3. 臨時ヘリポートの指定	市民活動推進課
4. 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備	建設課、財政課

1. 緊急輸送道路の指定

防災課は、建設課と連携し、県の指定する緊急輸送道路と市役所及び避難所となる施設を結ぶ道路を、市の緊急輸送道路として指定する。

防災課は、緊急輸送を効果的に実施するために、成田警察署との連携を図るとともに、市民には自家用車両使用の自粛、災害時の運転車両の措置方法等の啓発を図るほか、広報紙等により災害時の緊急輸送道路の周知を図る。

2. 食料・物資集配拠点の整備

防災課は、災害時における救援物資の受入れ、一時保管及び市内各地区への供給を行うための集積及び輸送の拠点として食料・物資集配拠点を指定する。

防災課は、商工観光課と連携し、指定した施設を県に報告するとともに、物資等の保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所の使用方法等について、民間物流事業者、NPO、自主防災組織等との連携も検討し、体制の整備を図る。

3. 臨時ヘリポートの指定

市民活動推進課は、災害時における被災地への空輸を円滑に行うため、平常時から臨時ヘリポート予定地の指定及び見直しを図り、その適地をリストアップする。

なお、避難所等機能の違う防災拠点と重複しないよう留意する。

4. 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

(1) 道路啓開用資機材及び車両

建設課は、建設業組合等と協定等を締結し、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

(2) 緊急通行車両等

財政課は、災害発生時の物資の輸送等で使用する車両の確保、緊急通行車両の事前届出、燃料の調達等体制を整備する。

第6 避難体制の整備

災害の発生に伴い、市民の安全を確保し、避難者を一時収容するため、あらかじめ安全な施設や避難のための道路を確保しておく必要がある。

そのため、市は、地震被害や浸水被害に対応可能な施設を、指定避難所及び指定緊急避難場所として指定するとともに避難路についても調査、選定を行う。

活動項目	担当部署
1. 避難所等の指定	防災課
2. 避難所の整備	防災課、関係各課
3. 避難路の整備	防災課、建設課、都市計画課
4. 避難体制の整備	防災課、商工観光課、 教育総務課、学校教育課、生涯学習課、 図書館、健康福祉部、市民課

1. 避難所等の指定

市は、小学校、中学校、中部ふれあいセンター及び富里北部コミュニティセンターを避難所として指定している。防災課は、今後、人口分布や避難所周辺の防災的環境の変化に応じて「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」（昭和48年8月、千葉県）の選定基準を参考に、適切な施設に対して新たな避難所等の指定を行う。

防災課は、指定した避難所等への的確な避難について周知を行う。

2. 避難所の整備

防災課及び施設を所管する関係各課は、避難所に指定した施設について、「災害時における避難所運営の手引き」（令和6年3月、千葉県）に基づき、次の整備を図る。

- ① 対象地域の被災市民を収容できる規模をもって、避難所の開設が予定される施設を適切に配置する。
- ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設・設備の整備に努める。
- ④ 避難所となる施設に、共同生活が困難な要配慮者のため、福祉避難室として利用するスペースの確保に努める。
- ⑤ 高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、福祉部と調整を図り、福祉避難所の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- ⑥ 被災者のプライバシー・安全の確保、女性への配慮、ペット対策に必要な設備等の整備を検討する。
- ⑦ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガス等の非常用燃料の確保等に努める。

3. 避難路の整備

防災課、建設課及び都市計画課は、災害時において市民が安全に避難できるよう道路、避難経路等の整備に努めるとともに、安全性の点検及び安全対策の促進に努める。

- ① 広い幅員を確保し、歩道を整備する。
- ② 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の安全対策、除去等に努め、避難路沿道の安全化の促進を図る。

4. 避難体制の整備

(1) 避難誘導体制の整備

防災課は、災害時に避難行動を安全に行うため、地域市民、防災関係機関との避難時の連絡系統等の確立に取り組み、安全な避難誘導体制を整備する。

- ① 市民や観光客等への避難情報の連絡体制を検討する。
- ② 安全な避難誘導のため、警察等防災関係機関との応援協力体制を確立する。
- ③ 避難誘導方法について広報・防災訓練等を通じて市民に周知する。

(2) 施設管理体制の整備

防災課及び避難所の開設・運営を所掌する課等が、災害時の避難所の開設及び運営を円滑に行うために必要な事項は、次のとおりである。

- ① 門・建物の鍵等の管理を施設、市、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- ② 教育部は、避難所開設・運営を担う避難所担当職員をあらかじめ選定し、避難所担当職員は、避難所の開設の方法（鍵等の保管場所、運用方法等）を習熟する。
- ③ 避難者カード等避難所運営に必要な書類を整理する。

なお、風水害の場合、指定避難所は避難指示等の発令と同時に開設することとなっているが、市民の自主避難先確保のため、気象予警報等を確認し、早期に避難所として開設する場合がある。気象警報等を受けた場合の開設手順は、次のとおりである。

- ① 大雨警報、暴風警報又は洪水警報が発令された等、災害発生の危険度が高まる場合、避難所開設に備え、教育委員会、市民課及び市民活動推進課は、避難所担当職員を動員する。
- ② 避難所担当職員は、防災課から避難所開設に当たっての注意事項等の説明を受けるとともに、夜間休日に当たっては、鍵等を受け取り、各避難所の配置につく。

第7 帰宅困難者・滞留者対策

市は、帰宅困難者・滞留者に対応するため、地域の安全確保、事業者・学校等への一時待機用の食料等の備蓄の啓発及び地域の情報収集伝達体制の整備等の対策を実施する。県は、複数市町村にまたがる事項等、広域に及ぶ対策を実施し、企業等の事業者や市民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努めるものとする。

なお、台風等による風水害の場合は、気象予報等から災害の危険性をあらかじめ予測でき、事業所等においても早期帰宅や休業等の対策が想定され、大規模地震時よりも影響は少ないと考えられるが、長時間にわたって交通が途絶した場合等には、帰宅困難者・滞留者の発生は避けられないことから、大規模地震時に準じた体制整備を図るものとする。

活動項目	担当部署
1. 帰宅困難者・滞留者対策の普及・啓発	防災課
2. 事業者・学校等への啓発	商工観光課、学校教育課、防災課、経営戦略課
3. 関係機関との連携	防災課、経営戦略課

1. 帰宅困難者・滞留者対策の普及・啓発

防災課は、「大規模地震防災・減災対策大綱」（平成26年3月、内閣府）における「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底、九都県市首脳会議における徒歩帰宅支援に関する情報提供や、県及び市の対応検討の結果について、リーフレットやホームページ等で普及・啓発を行う。

また、災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）等）の使用について普及・啓発を図る。

2. 事業者・学校等への啓発

商工観光課及び学校教育課は、防災課及び経営戦略課と連携して、事業者・学校等に対して、施設内における従業員や教職員、児童、生徒等の一時的な待機を想定した食料や飲料水等の備蓄、家族を含めた安否確認方法等を啓発する。また、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否確認、情報発信訓練等、帰宅困難者・滞留者の発生を想定した訓練の必要性について啓発する。

3. 関係機関との連携

防災課は、経営戦略課、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会、及び県等の関係機関と連携して、帰宅困難者・滞留者対策の検討、推進を図る。

第8 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制の整備を図る。

活動項目	担当部署
1. 被災建築物応急危険度判定体制の整備	都市計画課
2. 被災宅地危険度判定体制の整備	都市計画課

1. 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、災害時に、市内在住の応急危険度判定の有資格者を確保して早急な被災建築物応急危険度判定を実施するため、関係団体等との協定締結に努める。

都市計画課は、被災建築物応急危険度判定のための資機材を備蓄するとともに、災害時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ優先判定建築物、判定要否判断基準、判定作業計画、参集方法、判定実施方法、県への支援要請方法等についての震前判定実施計画を作成する。

また、県が実施する「応急危険度判定士認定講習会」について、市内在住の建築士等、受講資格を有する者への制度の周知と受講の呼びかけに努める。

【資料33】「災害応援協定等」参照

2. 被災宅地危険度判定体制の整備

都市計画課は、災害時に、被災宅地危険度判定を円滑に行うため、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する県との相互連絡体制を整備する。

都市計画課は、被災宅地危険度判定のための資機材を備蓄するとともに、災害時に円滑な判定活動が行えるよう、判定業務に習熟した人材の養成に努める。

また、県が実施する「被災宅地危険度判定士養成講習会」について、市内在住の受講資格を有する者（土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者）への制度の周知と受講の呼びかけに努める。

第3節 生活維持活動のための準備

市は、大規模災害時に被災市民の生活を維持するため、平常時から給水体制の整備、食料等必要物資の備蓄、廃棄物の収集・処理体制の整備等を推進する。

第1 給水体制の整備

災害発生時に備え、平常時に飲料水の備蓄を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な給水が可能な体制を確保する。

活動項目	担当部署
1. 応急給水等訓練の実施	上下水道課
2. 給水施設の整備	上下水道課
3. 給水資器材の整備及び調達体制の整備	上下水道課
4. 給水体制の多重化	上下水道課、防災課、環境課

1. 応急給水等訓練の実施

上下水道課は、災害発生時の迅速かつ的確な応急給水・応急復旧対策を行うため、平常時より、応急給水等の訓練を行う。

2. 給水施設の整備

上下水道課は、市街地の拡大や人口の増加等に合わせて必要量を確保するため、給水拠点となる施設の整備を検討する。

3. 給水資器材の整備及び調達体制の整備

上下水道課は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合は、ポリタンク、給水袋等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達体制を整備する。

4. 給水体制の多重化

(1) 災害対策用井戸の活用

上下水道課は、平常時から第3号取水井、第4号取水井、第5号取水井を災害対策用井戸として稼働できるよう整備する。

(2) 民間の井戸の活用

防災課は、環境課と連携して、民間の井戸を調査し、災害時協力井戸として登録す

ることを検討する。

(3) 検水体制の確保

上下水道課、防災課及び環境課は、井戸、プール、防火水槽等比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制の確保を検討する。

総則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第2 物資供給体制の整備

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達等供給体制の整備を行う。

なお、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していくものとする。

活動項目	担当部署
1. 備蓄体制の整備	防災課、商工観光課
2. 輸送体制の整備	防災課、商工観光課

1. 備蓄体制の整備

(1) 公的備蓄

- ① 防災課は、「富里市備蓄計画」（令和6年8月）に基づく備蓄の対象人口 9,201 人（地震発生から3日間の避難所避難者の総数）について、発災から3日間は被災地外からの支援を受けられないことを想定し、家屋の倒壊等による避難者のための最低限必要な食料を、備蓄で対応できるよう公的備蓄に努める。
- ② 防災課は、生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。
- ③ 防災課は、備蓄物資の選定では、男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズに配慮した女性用品、乳児用品、要配慮者用の資機材等を備蓄するよう努める。
- ④ 防災課は、迅速な供給、地域の年代構成等を考慮し、分散備蓄に努める。
- ⑤ 防災課は、消費期限のある備蓄物資は、随時入れ替えを行う。資機材については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に支障の無いよう常時点検、整備を行う。

(2) 協定の締結

消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資及び発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとする。

防災課は、商工観光課と連携し、関係団体と物資調達に関する協定の締結等により流通在庫備蓄の確保に努める。

既に協定を締結している団体、機関等とは必要に応じて協定内容の見直しを図る。

【資料33】「災害応援協定等」参照

(3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災備蓄倉庫を含めて県下で合計 11 箇所に分散して物資等を備蓄している。

防災課は、千葉県防災情報システムの中の「物資調達・輸送調整等支援システム」により備蓄情報を共有する。

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応
急
対
策
計
画

風
水
害
事
故
災
害

東
海
地
震

復
興
計
画

災
害
復
旧
資
料
編

(4) 事業所、市民の備蓄

防災課は、商工観光課と連携し、災害時のライフライン施設の被害や食料等の流通の途絶に備え、事業所や市民が非常食料・飲料水・生活必需品を備蓄するよう広報紙やパンフレット等を通じて周知する。

なお、事業所や市民は、レトルトのご飯、缶詰、ペットボトル等について3日分以上（1週間分を推奨）の備蓄を目標とする。

2. 輸送体制の整備

防災課は、商工観光課と連携し、食料・物資集配拠点から各避難所等への食料、飲料水、生活必需品等の輸送を、迅速かつ効率的に行えるよう、民間運送事業者と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する等、協力体制を整備する。

【車両の確保については、応急1-2-19】参照

総則	災害予防計画	災害応急対策計画	災害復旧復興計画	資料編
	震災	風水害	事故災害	
			東海地震	

第3 廃棄物処理体制の整備

大規模災害時には、大量のゴミやがれきが発生し、また、廃棄物処理施設が被害を受けることが予想される。こうした事態への対応を想定し、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）、「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」（平成25年3月、千葉県）及び「千葉県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月、千葉県）に基づき、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルを策定し、迅速かつ適正な廃棄物処理体制の整備を図るものとする。

また、上下水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態に備え、仮設トイレを確保する等、し尿処理体制を整備する。

活動項目	担当部署
1. 廃棄物処理体制の整備	環境課
2. し尿処理体制の整備	環境課、上下水道課

1. 廃棄物処理体制の整備

（1）災害廃棄物処理計画の策定

環境課は、各種指針、ガイドラインとの整合を図りつつ、次の項目に留意し、災害廃棄物処理計画を策定する。

- ① 大規模災害に備え、仮置場の選定及び事業者等との災害協定等の締結を進める。
- ② 生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る観点から、防災アセスメント調査に基づいた災害廃棄物の処理と併せて、市域の一般廃棄物についても、発災直後から適正かつ円滑・迅速な対応が図れるように、必要な体制整備、役割分担等を定める。
- ③ 災害時の人材、必要な資機材の確保、市域での処理可能量の試算結果を踏まえた処理フロー、収集運搬、仮置き場等を定める。

（2）関係機関との協力体制の整備

環境課は、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に実施するために、関係機関との協力体制を整備する。関係機関との協力体制は、次のとおりである。

- ① 災害時に、応援要請が迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ相互に連絡調整窓口等を取り決めておく。
- ② 災害時に大量発生する廃棄物を迅速かつ効果的に処分するため、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内市町村との協力体制の整備を図る。
- ③ 民間処理施設への廃棄物受入れについて、応援が得られるように民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者を把握し、協定等の協力体制を図る。

【資料33】「災害応援協定等」参照

総則

災害予防
計画

震災

風水害

事故災害

東海地震

災害復興
計画

資料編

(3) 仮置き場の選定

環境課は、仮置き場を選定するとともに、選定した仮置き場における労働災害の防止、市民等の生活環境への影響を把握し、環境モニタリングを実施する。

(4) 処理能力が不足する場合の対応

環境課は、目標とする処理期間内に廃棄物を処理するため、県内市町村と連携し、焼却施設、破砕・選別施設等を確保する。既存処理施設のみで処理する能力が不足する場合は、仮設処理施設の設置及び産業廃棄物処理施設の活用を検討する。

(5) 分別、処理及び再資源化

環境課は、災害廃棄物を資源化するため、再生資材の用途を想定し、再生資材の発生見込み量や性状、受入側の受入基準等に合わせた、分別、処理方法を検討し、対応方法を定める。

2. し尿処理体制の整備

環境課及び上下水道課は、災害時に下水道施設、し尿処理施設等が被災した場合の応急措置及び指定避難所のし尿処理を実施する体制を整備する。

(1) マンホールトイレの設置検討

関係各課は、過去の災害からも避難所等に整備されていたマンホールトイレが発災後の比較的早い段階から使用され、悪臭も少ないことから、マンホールトイレの設置について検討する。

なお、避難所等及び下水道区域外については、環境課が担当し、下水道区域内については、上下水道課が担当する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

災害時に下水道施設やし尿処理施設等が被害を受けることを想定し、避難所に配備するための災害用仮設トイレを整備する。

また、災害用仮設トイレを確保するため、事業者等との協定の締結を推進する。

(3) 運搬管理体制の整備

災害が長期化し、避難所の災害用仮設トイレの収容量に限界が来ることを想定し、し尿の運搬・管理体制の整備を図る。

第4節 調査研究

災害対策に関する国や防災関係機関の調査研究については、その動向を注視するとともに、必要に応じて情報収集・情報交換を行う。また、国及び県による地震被害想定や浸水想定区域の見直しが行われた場合や、市における社会環境が大きく変化した場合は、防災アセスメント調査の実施を検討する。

活動項目	担当部署
1. 災害対策に関する調査研究	防災課
2. 防災アセスメント調査	防災課

1. 災害対策に関する調査研究

(1) 防災関係機関との情報交換

防災課は、国、都道府県、市区町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関における防災計画に関わる情報について、適宜、情報収集・情報交換を行う。

(2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理

防災課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

(3) 専門的調査・研究の実施

防災課は、市の社会状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。

2. 防災アセスメント調査

市では平成29年度に、地震被害、土砂災害及び浸水被害を想定した「富里市防災アセスメント調査」を実施している。地震被害想定では、市に影響を及ぼす地震を想定し、地震動、液状化危険度、建物被害、人的被害、ライフライン被害等について予測を行い、地域における被害の特徴を把握するとともに、防災上の課題を整理している。また、土砂災害・浸水被害想定では、国や県が公表している土砂災害・浸水被害のおそれのある区域等について、被害が発生した場合の影響人口を推計し、防災上の課題を整理している。

防災アセスメント調査は、具体的な防災対策実施のための基礎調査であることから、今後の市の人口や土地利用等の変化、内閣府の首都直下地震に関する評価、防災対策に関する新たな知見等に基づき、必要に応じて修正を加えるものとする。

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応
急
対
策
計
画

事
故
災
害

東
海
地
震

復
興
計
画

資
料
編

総則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第2章 被害防止対策の推進

市の「被害防止対策の推進」は、対象とする災害への個別対策を含め、以下の施策をもって推進する。

被害防止対策の推進

第1節 災害に強いまちづくり

第2節 火災予防対策

第3節 危険物施設等の災害予防対策

第4節 地盤災害予防対策

第5節 浸水予防対策

第6節 雪害予防対策

第7節 風害予防対策

第8節 大規模事故災害予防対策

総
則災害
予防
計画震
災災害
応急
対策
計画風水
害事故
災害東
海
地
震災害
復興
計画資
料
編

総則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第1節 災害に強いまちづくり

災害による市域の被害を最小限とするため、避難場所、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめとする市の防災構造化を推進するとともに、耐震改修の推進体制を整備し、施設構造物等の耐震性の向上に積極的に取り組む。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図る。災害に強いまちづくりを推進する。

市は、現況調査や計画づくり等早い段階で市民の参加を求め、市民との協働による災害に強いまちづくりを進める。

第1 防災まちづくりの推進

災害発生時の被害を最小限とするため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や円滑な災害応急活動が行える都市空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

活動項目	担当部署
1. 防災まちづくり	都市計画課
2. 市街地の整備	都市計画課
3. オープンスペースの整備・保全	都市計画課
4. 建築物不燃化の促進	都市計画課
5. 建築物等の耐震化等	都市計画課、防災課
6. ライフライン施設の耐震化等	上下水道課、 東京電力パワーグリッド株式会社、 東京ガス株式会社、日本瓦斯株式会社、 LPガス販売業者、東日本電信電話株式会社、 株式会社NTTドコモ、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
7. 道路・橋りょうの耐震化等	建設課、道路管理者

1. 防災まちづくり

都市計画課は、災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを市町村の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という）に位置付ける。

都市計画マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設の配置や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

〈防災まちづくりの方針〉

- ① 地域災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- ② 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の配置計画
- ③ 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点施設の配置計画
- ④ 木造密集地等の防災上危険な地域の解消を図るための土地区画整理事業等の計画

2. 市街地の整備

都市計画課は、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区を形成するため、土地区画整理事業等の面的な整備を推進する。

また、新しく開発する地域について、開発行為に関わる要綱等に基づき適正な指導を行い、災害に強い良好な市街地の形成に努める。

3. オープンスペースの整備・保全

(1) 都市公園の整備

都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能の他に、災害時における一時的な避難場所となるオープンスペースとして、防災という観点から重要な役割を果たしている。

都市計画課は、都市公園法との整合性を図りつつ、地域の防災活動拠点の機能を有する施設として強化を図る。

(2) 緑地の保全

緑地は、土地の保全や延焼遮断効果等防災機能を有しており、宅地化が進む中で、平地林や斜面林等の現存する緑地の保全が必要である。そのため、都市計画課は、既成市街地においては火災による延焼の危険性を抑えるため、緑地の適正配置に努めるとともに、市街地の拡大に応じ、開発時の緑地保全・確保の指導を行い、計画的な緑地の配置を図る。

4. 建築物不燃化の促進

都市計画課は、市街地における延焼防止を図るため、木造建築物が密集し火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域又は準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

防火地域の指定は、中心市街地や主要駅前等の商業地域の用途地域指定とされている地域に多いが、今後、建物の防火機能を高めることが求められる地域が生じたときは指定を行う。

また、準防火地域は近隣商業地域で火災が予想される地区等について指定を進める。

なお、これらの指定に当たっては、該当地域の選定を行った上で、地元市民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

建築基準法第 22 条の規定に基づく屋根不燃化区域の指定は市内全域で行われており、

外壁の不燃化と併せて引き続き延焼防止措置を推進する。

5. 建築物等の耐震化等

(1) 耐震診断・改修の促進

都市計画課は、「富里市耐震改修促進計画」（平成30年3月）に基づき、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震診断技術の普及、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

(2) 生活空間の危険性の除去

ア ブロック塀等対策

都市計画課は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月、千葉県）に基づき、ブロック塀や石塀等の倒壊による生命・身体への被害を防止し、災害時の避難活動や消防活動等の妨げにならないように、市民及び施工業者への知識の普及等を図る。

また、ブロック塀の所有者及び管理者に対して安全点検の実施を促す。

イ 落下物・倒壊物対策

都市計画課は、「千葉県落下物防止対策指導指針」（平成2年11月、千葉県）に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、所有者、管理者に対し知識の普及等を図り、改善を促進する。

ウ 家具・大型家電の転倒防止

防災課は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

6. ライフライン施設の耐震化等

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性、代替性の確保等の対策を推進する。

(1) 水道施設

上下水道課は、地震時における給水能力を確保するため、水道施設の耐震化、広域的バックアップ体制の強化、災害対策用井戸等の水源の確保を図る。

(2) 下水道施設

上下水道課は、ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を図る。

(3) 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から、電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これら

総則	災害予防	震災	風水害	事故災害	東海地震	災害復興計画	資料編
----	------	----	-----	------	------	--------	-----

の推進に努める。

(4) ガス施設

東京ガス株式会社等のガス供給事業者は、ガス製造設備、ガス供給設備等のガス施設そのものを地震災害に強いものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

(5) 液化石油ガス

LP ガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全器具の普及、地震時のバルブ等開閉措置の啓発等を図る。

(6) 通信施設

災害時には、迅速かつ的確な情報の収集・伝達並びに混乱の発生を防止する上で、通信機能の果たす役割は非常に大きい。東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

7. 道路・橋りょうの耐震化等

(1) 道路

建設課及びその他道路管理者は、防災上重要な路線を重点的に、新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

(2) 橋りょう

建設課及びその他道路管理者は、重要路線の橋りょうの点検を優先的に実施し、地震動・液状化等に対する安全性に配慮した橋りょうの耐震補強を実施する。

第2節 火災予防対策

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、大規模な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進することにより、火災による被害の軽減を図る。

活動項目	担当部署
1. 建築物等の出火防止	消防本部
2. 火災予防についての啓発	消防本部
3. 文化財の防火対策	生涯学習課、消防本部

1. 建築物等の出火防止

(1) 一般家庭に対する指導

消防本部は、区・自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、防災製品の活用について啓発を図る。

さらに、関係機関と連携し、復電時における通電火災防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

消防本部は、防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者を選任するとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火（防災）管理体制が確立されるよう指導するとともに、災害時には、各事業所の協議により選任した統括防火（防災）管理者が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

(3) 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づく立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

(4) 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条の規定に基づく消防同意制度の効果的な運

用を図る。

(5) 住宅用防災機器の設置

消防本部は、消防法第9条の2の規定に基づく住宅用防災機器等の設置義務化に基づき、全ての住宅(寝室、階段等)に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置するように指導する。

(6) 化学薬品等の出火防止

消防本部は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

2. 火災予防についての啓発

消防本部は、春季・秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次の啓発活動を実施する。

- ① 火災予防運動を市民に周知するため、火災予防運動期間中に広報紙・防災行政無線等を活用した広報を実施する。
- ② 防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会等を開催する。
- ③ 危険物施設、建築物、危険物輸送車両等の査察を実施する。
- ④ 商業施設、学校、保育所、病院等の消火・避難訓練を行う。
- ⑤ 家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- ⑥ 地域市民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

3. 文化財の防火対策

生涯学習課は、消防本部と連携して、文化財管理者に対し文化財の防火対策を指導する。

第3節 危険物施設等の災害予防対策

市内には高圧ガス販売所、給油取扱所等の危険物施設等がある。

災害による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、予防査察を実施するとともに、適正な保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防災意識の普及・啓発を図るものとする。

活動項目	担当部署
1. 危険物製造所等の保安監督	消防本部、施設管理者
2. 危険物施設等の安全化	消防本部、施設管理者

1. 危険物製造所等の保安監督

危険物施設等の所有者、管理者又は占有者は、危険物等による災害発生時の自衛消防体制と活動要領を制定する。

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、自衛消防体制の確立や保安要員の配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

富里市火災予防条例（令和3年4月）の規定に基づく指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

2. 危険物施設等の安全化

災害時の高圧ガス、危険物施設等は、周辺地域に大きな影響を及ぼすものである。消防本部は、これらの施設管理者に対して、耐震化対策等の指導等を行う。

（1）危険物施設

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備えるため、設備面及び保安体制面の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

（2）高圧ガス施設・LPガス施設

高圧ガス等の施設は、震災時、設備の破損や取扱不注意によっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想されるため、必要に応じて保安措置等について指導するとともに県をはじめとする関係機関との情報連絡を行う。

（3）少量危険物等

富里市火災予防条例（令和3年4月）に規定されている指定数量未満の危険物及び指定可燃物については、消防本部を通して設備面及び保安体制面の対策実施を指導し、

防災体制を整備する。

(4) 毒物劇物取扱施設

施設管理者は、毒物及び劇物取締法の規定に基づき、毒物劇物取扱責任者の設置、危害防止規定等の作成、毒物劇物取扱施設の点検及び施設の作業員に対する応急措置訓練を実施し、毒物劇物による事故の未然の防止対策の実施及び事故時の適切な措置の習熟に努める。

消防本部は、県と協力しながら毒物劇物取扱施設の安全対策の推進に努める。

総則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第4節 地盤災害予防対策

土砂災害防止法に基づき、指定された土砂災害警戒区域等に対して、避難情報等を伝達するため、危険区域等の周知、警戒避難体制及び要配慮者への支援体制の整備を行う。また、地すべり等の危険箇所の対策を実施する。

活動項目	担当部署
1. 土砂災害の防止	防災課、建設課、都市計画課、農政課
2. 液状化対策	上下水道課、建設課、都市計画課、道路管理者、防災課
3. 地盤沈下防止	環境課

1. 土砂災害の防止

(1) 危険箇所の調査把握等

関係各課は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づき土砂災害の防止に努める。

ア 土砂災害危険箇所の調査把握

防災課及び建設課は、県と連携して土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性がある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、土砂災害危険箇所の調査、把握に努める。

イ 土砂災害危険箇所の公表等

防災課及び建設課は、県と連携して土砂災害危険箇所について、防災マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布等により、周辺地域市民等に周知徹底を図る。また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

(2) 土砂災害警戒区域等における対策

防災課及び都市計画課は、土砂災害防止法に基づき、次の対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として土砂災害防止法施行令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

イ 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

ウ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

エ 土砂災害警戒区域等における危機回避のための対策

防災課及び都市計画課は、県と連携して、土砂災害警戒区域等に対し、次の対策を実施する。

- ① 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。
- ② 防災マップ等による土砂災害に関する知識の普及を図る。
- ③ 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に陥ることなく、自らの判断で避難行動を取れるようにするため、避難訓練を実施する。
- ④ 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行う。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又は、そのあっせんに努める。

オ 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成29年の土砂災害防止法の改正に伴い、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）においては、富里市地域防災計画へ名称や所在地を記載するとともに（土砂災害防止法第8条）、当該施設利用者の土砂災害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設管理者等に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている（土砂災害防止法第8条の2）。

防災課は、これら施設の管理者に対し、土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。

（3）土砂災害に対する警戒避難体制の整備

防災課及び建設課は、土砂災害防止法に基づき、次の対策を推進する。

ア 土砂災害に関する情報の収集

建設課は、平常時から土砂災害危険箇所を巡視することにより、危険箇所の状況把握に努める。

イ 警戒避難体制の整備等

防災課及び建設課は、主として次の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体

制を整備し、県は、市に対し、必要な支援を行うものとする。

- ① 土砂災害警戒区域等の周知に当たっては、土砂災害のおそれのある区域、避難場所・避難経路、要配慮者利用施設等を記載したハザードマップを作成する等、市民等が当該区域における土砂災害の危険性を十分理解し避難できるよう、分かりやすい方法をとる。
- ② 気象・雨量情報、土砂災害警戒情報とそれを補足する情報等の防災情報や、市及び近隣自治体における前兆現象、土砂災害発生情報等の災害に関する情報を収集する。
- ③ 気象・雨量情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等の防災情報や、市及び近隣の土砂災害発生情報等の災害に関する情報、避難指示等や避難場所の開設状況等の避難に関する情報を市民等に伝達する。要配慮者や要配慮者利用施設等への伝達は通常より避難時間を要することを考慮し時間的余裕をもって行う。
- ④ 土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。避難指示等の発令は夜間であっても、躊躇することなく行うことを基本とするが、できる限り、夕方の時点における夜間の降雨予測情報等を活用し、早めの避難指示等や避難準備情報等を発令する。
- ⑤ 避難指示等の発令単位は、迅速・的確に避難指示等を発令できるようあらかじめ設定する必要がある
- ⑥ 避難指示等の市民への伝達には、電話、広報車、自主防災組織等による声かけなど、直接的な方法をとることが望ましい。
- ⑦ 大雨警報や土砂災害警戒情報の解除を目安として、気象状況及び現地状況を十分確認した上で避難指示等を解除する。
- ⑧ 安全な避難場所・避難経路を確保し市民へ周知する。
- ⑨ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等について、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を市町村地域防災計画において定めるとともに、施設管理者はその情報を活用して施設利用者が安全な避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策定する必要がある。

【参照】土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月、国土交通省）

（4）急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法の規定に基づき、市と協議の上、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行う。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長する行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例（平成28年3月）に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図る。

ウ 防止工事の実施

県又は市は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域市民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

（5）宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき規制区域の指定等、宅地工事の指導を行う。

（6）山地災害対策

県は、「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月、林野庁）により、山腹崩壊危険地区の調査を実施し、計画的に治山事業を実施する。

農政課は、「山腹崩壊危険地区」に指定されている地区に対し平常時から地域市民へ周知を行う。

【資料40】「危険箇所に関する資料」参照

2. 液状化対策

防災アセスメント調査によれば、市内においては、根木名川、高崎川沿いの低地に液状化の可能性が高い領域が分布している。

液状化現象の発生が想定される地域において、関係各課は、地盤の改良や施設の耐震化の推進等、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、市民に対して、液状化に関する知識の普及に努める。

（1）上下水道施設の液状化対策の推進

上下水道課は、地中配管設備等について、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、適切な建物等との取付部の採用等の液状化対策の実施に努める。

(2) 道路、橋りょう等の液状化対策の推進

建設課は、地盤の液状化による道路等の被害を最小限のものにするため、各施設の管理者は、必要に応じて地盤改良等による液状化防止対策、基礎杭の打設対策等の実施に努める。

(3) 公共建築物の液状化対策の推進

関係各課は、市有建築物の設置に当たっては、建築物に施す対策、地盤改良等の液状化対策の実施に努める。

(4) 液状化対策の普及・啓発

関係各課は、建築物の基礎、杭等について、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るために、液状化の危険を周知するハザードマップの作成・配布、パンフレットの配布、講演会の実施等により建築物の所有者、設計者に対して液状化対策に関する普及・啓発に努め、指導を推進する。

特に、液状化のリスクがある地域の住宅等の建築前においては、ボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良等の液状化対策工法を選定して行うよう周知する。

3. 地盤沈下防止

環境課は、県と連携して、「千葉県環境保全条例」（平成7年3月）及び「富里市公害防止条例」（昭和47年7月）に基づき、沈下の原因である地下水汲み上げの規制について指導を行う。

総則

災害予防
計画

震災

災害
応急
対策
計画事故
災害

東海地震

災害
復興
計画資料
編

第5節 浸水予防対策

平成25年に発生した台風第26号では、市内の一部で家屋の浸水や道路の冠水があったほか、農作物等への被害も発生した。

このような経験を教訓として、水害の予防と被害の軽減を図るため、市及び河川管理者は、市域の河川や水路等の危険箇所を把握し、整備を促進する。また、市は、雨水流出抑制の総合的な対策を進めるとともに、適切な維持管理を行い、浸水被害の未然防止を図る。

活動項目	担当部署
1. 下水道の整備	上下水道課
2. 流出抑制対策の推進	上下水道課、建設課、都市計画課
3. 浸水危険地区の周知	防災課
4. 警戒避難体制の整備	建設課、防災課
5. 道路の災害防止	建設課
6. 農作物の水害予防対策	農政課

1. 下水道の整備

上下水道課は、既存の排水路等の施設管理者と連携し、公共下水道の整備を進める。

2. 流出抑制対策の推進

関係各課は、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」（平成18年9月、千葉県）の運用指導を実施する。

特に、調整池の新設の検討や維持管理、道路の浸透舗装化・浸透マンホールの設置の推進、宅地への雨水浸透枳の普及・促進を図る。

3. 浸水危険地区の周知

（1）浸水想定区域等の周知

防災課は、洪水浸水想定区域、浸水実績、洪水予報等の伝達方法、指定避難所及び洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載したハザードマップにより、市民に周知する。

（2）要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成29年の水防法改正に伴い、浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）においては、富里市地域防災計画へ、名称や所在地を記載するとともに（水防法第15条）、当該施設利用者の水害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施

設管理者等に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている（水防法第15条の3）。

防災課は、これら施設の管理者に対し、水害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。

4. 警戒避難体制の整備

（1）浸水被害に関する情報の収集

建設課は、防災課と連携し、台風の接近及び豪雨等により浸水被害の発生が予測されるときは、随時パトロールを実施し、浸水被害発生の兆候を的確に把握する。

建設課は、防災課と連携し、平常時から過去の浸水被害の発生した地域を巡視することにより、状況把握に努める。

（2）避難指示等の発令体制の整備

防災課は、水防法第15条の規定により、浸水想定区域に指定された地域への洪水予報等の情報伝達については、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定め、避難指示等の発令体制の整備を図る。また、過去の内水氾濫により床上浸水のおそれがある場合についても、避難指示等の発令対象とすることを検討する。

ア 伝達手段

防災情報の伝達に当たっては、電話、FAX、防災行政無線、防災・防犯メールを用いて、避難指示等の防災情報を伝達に努める。

イ 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令については、災害発生が想定される時点での的確に発令できるよう、河川水位や雨量等による定量的でわかりやすい判断基準を設定する。

ウ 避難指示等の対象区域の指定

避難指示等の伝達は、河川の洪水浸水想定区域及び内水氾濫の実績に基づき、あらかじめ伝達対象とする区域を具体的に設定する。

エ 要配慮者への適切な情報伝達

要配慮者利用施設は、浸水想定区域内に存在する施設の現況を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

5. 道路の災害防止

建設課は、市道における側溝等の雨水排水施設の設置、点検、補修等を行い、災害の予防及び拡大防止に努める。

6. 農作物の水害予防対策

農政課は、県及び富里市農業協同組合等の関係機関と連携して、農作物の水害防止対策について指導し、被害の軽減を図る。

第6節 雪害予防対策

県内では、平成26年2月8日～9日まで、同月14日～15日までにかけての大量の降雪により、9日に千葉市で33cmと観測史上最大の積雪を記録した。市内でも各地で交通障害が発生し、農業施設では甚大な被害が発生する等、これまでにない規模の雪害が発生した。

こうした被害を防止するため、市は、道路の除雪体制を整備するとともに、農業被害防止のための対策を講じる。インフラ事業者においては、施設の雪害防止対策を推進する。

活動項目	担当部署
1. 道路の雪害防止対策	建設課
2. 農作物等の雪害防止対策	農政課
3. 電力施設の雪害防止対策	東京電力パワーグリッド株式会社
4. 通信施設の雪害防止対策	東日本電信電話株式会社

1. 道路の雪害防止対策

車道の除雪は、建設業者等の関係業者の協力を得て、建設機械等を使用して実施する。歩道や細街路等について、除雪の必要があると認めるときは、区・自治会・自主防災組織等に対し、協力を要請する。

建設課は、降雪による路面凍結が予想される場合に、交通事故を防止するため、管理する道路に砂や路面凍結防止剤等を散布する等の体制を確保する。

2. 農作物等の雪害防止対策

農政課は、富里市農業協同組合等の関係団体と連携し、農作物の雪害防止対策について指導し、被害の軽減を図る。

3. 電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備とも「電気設備の技術基準」に基づき着雪防止対策を実施する。

4. 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備対策及び局内設備対策を実施する。

第7節 風害予防対策

台風や冬季の季節風、その他、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風による風害について、市民への注意喚起を行うとともに、人的被害、住家等建物被害、農作物被害等を最小限にするための対策を講じる。

活動項目	担当部署
1. 台風・竜巻等に関する知識の普及	防災課
2. 樹木等の風害防止対策	建設課
2. 農作物等の風害防止対策	農政課
3. 電力施設の風害防止対策	東京電力パワーグリッド株式会社
4. 通信施設の風害防止対策	東日本電信電話株式会社

1. 台風・竜巻等に関する知識の普及

防災課は、県と連携し、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、普及・啓発を図る。普及・啓発の内容は、次のとおりである。

(1) 気象情報の確認

市民は、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等を、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。また、短時間毎の発生の可能性を表す「竜巻発生確度ナウキャスト」も気象庁から発表される。気象情報等の内容は、次のとおりである。

■気象情報等の種類

気象情報等	内 容
予 告 的 な 気 象 情 報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合は、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷 注 意 報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合は、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜 巻 注 意 情 報	気象ドップラーレーダーの観測等から、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合は、竜巻注意情報を再度発表する。
竜 巻 発 生 確 度 ナ ウ キ ャ ス ト	気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。平常時を含めて常時10分ごとに発表される。発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示

気象情報等	内 容
	すものである。

(2) 身を守るための知識の普及・啓発

防災課は、台風等による気象災害から身を守るための知識として、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること、また、避難する時間が少ない竜巻等の場合は、頑丈な建物内に移動すること等、安全を確保するための知識を普及・啓発する。

2. 樹木等の風害防止対策

建設課は、樹木倒壊等による被害防止のため、風害を受けやすい樹木等について、台風襲来前等の時期に、剪定、伐採等に努める。

3. 農作物等の風害防止対策

農政課は、富里市農業協同組合等の関係団体と連携し、農作物の風害防止対策について指導し被害の軽減を図る。また、降ひょう等の被害対策についても指導に努める。

4. 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備とも「電気設備の技術基準」に基づき風害防止対策を実施する。

5. 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次の対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジン等により実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準による。

第8節 大規模事故災害予防対策

本節は、市域において発生が懸念される大規模事故の予防対策について定める。

対象とする事故災害は、大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機事故、道路事故、放射性物質事故及び水道事故とする。

活動項目	担当部署
1. 大規模火災対策	都市計画課、消防本部、生涯学習課
2. 林野火災対策	消防本部、防災課、学校教育課
3. 危険物等災害対策	消防本部、施設管理者
4. 航空機事故災害対策	消防本部、防災課、経営戦略課
5. 道路事故災害対策	道路管理者
6. 放射性物質事故災害対策	消防本部、防災課、環境課
7. 水道事故災害対策	上下水道課

1. 大規模火災対策

(1) 建築物不燃化の促進

都市計画課は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、次の対策の実施を検討する。

ア 建築物の防火規制

木造建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火・準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

なお、建築基準法第22条の規定に基づく屋根不燃区域の指定が市内全域で行われており、引き続き延焼防止措置を推進する。

イ 都市防災不燃化促進事業

避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(2) 防災空間の整備・拡大

都市計画課は、延焼を防止するため、「富里市緑の基本計画」（平成16年3月）等に基づき防災空間の整備・拡大を図るために、関係各課との調整の上、次の対策を行う。

- ① 市街地拡大に応じた計画的な公園・緑地の配置
- ② 地域の避難場所としての公園の防災性能の向上

(3) 市街地の整備

都市計画課は、土地区画整理事業等により防災上安全の高い市街地の形成を促進する。

(4) 火災予防に関わる立入検査

消防本部は、火災を未然に防止するため、消防法等に基づき防火対象物の関係者に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物への立入検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

(5) 建築物の防火対策

消防本部は、法の規定に基づき建築物の防火対策を行う。

ア 多数の者を収容する建築物

- ① 防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。
- ② 防火対象物の管理権原者に対し、消防用設備等点検、防火対象物点検の報告をさせる。

イ 住宅用防災機器の設置

全ての住宅(寝室、階段等)に住宅用防災警報器を設置するよう啓発、指導を行う。

(6) 文化財の防火対策

消防本部及び生涯学習課は、文化財の所有者又は管理者に対して、下記事項を指導する。

ア 消防設備の設置・整備

- ① 消火器、屋内・屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等を設置する。
- ② 自動火災報知設備、漏電火災警報器等を設置する。

イ 防火管理

- ① 定期的な巡視と監視を実施する。
- ② 危険箇所について消防機関から指導を受ける。
- ③ 消防法等に基づき防火管理者を定め、防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画を作成し指導する。
- ④ 毎年1月26日を文化財防火デーとして、消防機関と教育委員会等の協力のもと文化財建造物の消火訓練を実施する。

(7) 消防組織及び防災資機材の充実

消防本部は、消防職員及び団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

2. 林野火災対策

(1) 広報宣伝

ア ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報等による注意

消防本部及び防災課は、広報紙、防災行政無線、ラジオ、ケーブルテレビ、インターネット、新聞等を利用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。

イ 学校教育による指導

学校教育課は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、小、中学校児童生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

(2) 法令による規制

ア 市条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項、火災予防条例第29条）
消防本部は、市民に対し、火災警報発令下における禁止事項の周知徹底を図る。

イ 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

消防本部は、森林法の規定に基づく火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

(3) 消火施設の整備等

消防本部は、林野火災の予防のため、消火施設の整備に努めるとともに、必要な防災訓練を実施する。

ア 消防水利の整備等

① 防火水槽の設置

市内防火水槽を計画的に配備する。

② 資器材の配備

自然水利を活用するために、ディスク型ストレーナ等を各消防車両に配備する。

イ 防ぎょ機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防ぎょ機器等を整備、点検しておく。

ウ 防災訓練の実施

図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

3. 危険物等災害対策

(1) 予防査察

消防本部は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転等危険物の規制を実施する。

(2) 事業所防災対策の強化

消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備等の設置、防災訓練等を指導する。

各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

総則	災害予防	震災	風水害	事故災害	東海地震	災害復旧	資料編
	計画						
		災害	応急	対策	計画		

(3) 消防体制の強化

消防本部は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物取扱職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

4. 航空機事故災害対策

(1) 情報収集・連絡体制の整備

消防本部、防災課及び経営戦略課は、関係機関とともに、航空機事故災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

5. 道路事故災害対策

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、道路事故災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

(2) 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

6. 放射性物質事故災害対策

(1) 放射性物質取扱施設の把握

消防本部は、放射性物質に関わる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

(2) 情報の収集・連絡体制整備

環境課及び防災課は県と連携し、国、警察、消防機関、医療機関等の関係機関と情報の収集・連絡体制を整備する。夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。また、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

(3) 応急活動体制等の整備

防災課は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

また、防災課及び消防本部は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服、防塵マスク、放射線測定器等の整備に努める。

(4) 放射線モニタリング体制の整備

環境課は、放射性物質又は放射線による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備する。

(5) 退避誘導体制の整備

防災課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域市民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

(6) 防災教育・防災訓練の実施

環境課及び防災課は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。市民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

(7) 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

7. 水道事故災害対策

(1) 応急給水活動のための体制整備

上下水道課は、大規模断水が発生した場合に備え、「富里市水道事業災害対策計画」(平成26年4月)及び「富里市水道危機管理マニュアル」(平成26年4月)に基づき、千葉県及び県内水道事業者と連携し、応急給水活動の体制を整備するとともに、水道事故災害を想定した訓練の実施に努める。

總 則	災害予防 計画	災害応急対策計画				復興計画	災害復旧	資料編
		震災	風水害	事故災害	東海地震			

総則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第3章 地域の自主防災力の向上

市の災害対策の基本方針である「自助・共助・公助による被害の軽減」「地域防災力の向上」及び「要配慮者への支援」を総合的に実現するための「地域の自主防災力の向上」は、以下の施策をもって推進する。

地域の自主防災力の向上

第1節 防災教育

第2節 防災訓練

第3節 要配慮者の安全確保

第4節 地域の防災組織等の整備

第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

総
則

災害
予防
計画

震
災

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

災
害
復
旧
復
興
計
画

資
料
編

総則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第1節 防災教育

全ての市民、事業所等が、「自らの命は自らで守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織及び事業所等における防災組織等の整備を促進する。

また、災害時には、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発等から地域を守るため、市民、事業所等が、市、県及び防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

活動項目	担当部署
1. 市民等への防災知識の普及	防災課、消防本部
2. 教育における防災知識の普及	学校教育課、子育て支援課

1. 市民等への防災知識の普及

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、いざという時に的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、防災課及び消防本部は、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障害者、日本語による意思疎通に支障がある外国人等の要配慮者に配慮するとともに、多角的な視点を盛り込んだわかりやすい内容とすることに努める。

防災広報手段と内容は、次のとおりである。

2. 教育における防災知識の普及

学校教育課及び子育て支援課は、幼児、児童及び生徒の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進める。各学校等では、「学校教育指導の指針」（平成30年1月、千葉県）等に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行い、自らの安全確保や他者や地域への貢献を身に付けることに留意する。また、防災に関する実践的な訓練を行う。

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応
急
対
策
計
画

東
海
地
震

災害
復
旧
計
画

資
料
編

〈防災広報手段と内容〉

媒体	対象	内容
広報紙 講演会 映像資料 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	市民 区・自治会 自主防災組織 児童生徒 事業所等 市職員	○自らの身を守るための知識 ・建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀倒壊対策、屋外落下物対策 ・食料、水、救急用品等非常持出品の準備 ・出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置 ・緊急地震速報の活用方法 ・室内外等における地震発生時の心得 ・避難所、避難方法及び避難時の心得 ・水道、電気、ガス、電話等の災害時の心得 ・災害危険箇所 ・富里市防災マップ ・ちば情報マップ ・防災学習 ・学校施設等の防災対策 ○地域防災力を向上させるための知識 ・救助救護の方法 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・企業の事業継続計画（BCP） ○その他一般的な知識 ・災害に関する一般知識、調査結果 ・各防災機関の災害対策 ・地域防災計画の概要

総則	災害予防計画	災害応急対策計画	災害復旧復興計画	資料編
	震災	風水害	東海地震	
		事故災害		

第2節 防災訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、市、県、防災関係機関、市民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、災害図上訓練（DIG）や指定避難所開設・運営訓練（HUG）を取り入れ、市民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

活動項目	担当部署
1. 総合防災訓練	防災課
2. 個別訓練	関係各課

1. 総合防災訓練

防災課は、国、県、防災関係機関等との協力のもとに、市民、事業所等も参加する総合防災訓練を実施する。

2. 個別訓練

市及び関係機関等は、連携して次の防災訓練を実施する。

総
則

災害
予防
計画

震
災

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

<個別訓練として行う防災訓練（例）>

訓練	主管	対象	内容等
防災訓練 （避難訓練）	施設管理者	小中学校、 幼稚園、保育園、 こども園、病院、 社会福祉施設等	避難訓練を中心とする防災訓練を実施する。
非常参集訓練	災害対策本部	災害対策本部員 参集対象職員	災害時における迅速な参集と本部立上げを行う。
本部運営訓練	災害対策本部	災害対策本部員 参集対象職員	市域での災害発生を想定し、災害対策本部の運営訓練を実施する。
本部への情報 伝達訓練	災害対策本部	災害対策本部員 参集対象職員	各部が収集する被害情報等について、災害対策本部への伝達訓練を実施する。
通信通報訓練	防災課 広報情報課	市所管施設	災害による被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。
災害図上訓練	災害対策本部	災害対策本部員 参集対象職員	市域で災害が発生した場合の事態の推移を地図上で想定し、状況の変化に応じて災害対策本部の意思決定を行い、実施すべき対策等を検討する。
避難誘導訓練	防災課 健康福祉部 商工観光課 警察署 消防本部	自主防災組織 市民等	災害時における避難指示及び立退き等の円滑、迅速、確実を期するため、関係機関等の協力を得て避難誘導訓練を実施する。
初期消火訓練	消防本部	市民 事業所等	災害時の二次災害拡大の防止のため、市民や事業所等を対象として初期消火訓練を実施する。
避難所開設訓練	教育部	避難所担当職員	災害の発生を想定し、避難所の開設を行う。
炊き出し訓練	学校教育課 教育部	自主防災組織 市民等	避難所の運営を想定し、自主防災組織等が主体となり、避難所の備蓄品を用いて炊き出しを行う。
帰宅訓練	商工観光課 経営戦略課	事業所等 市職員等	交通の途絶により帰宅困難となったことを想定し、徒歩帰宅を行う。
福祉避難所開設訓練	健康福祉部	施設管理者	災害の発生を想定し、福祉避難所の開設を行う。
救急救命訓練	消防本部	自主防災組織 市民等	救命措置、けが人の応急処置、搬送等の訓練を実施する。

第3節 要配慮者の安全確保

近年発生した災害では、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦及び日本語による意思疎通に支障がある外国人等の、いわゆる要配慮者が犠牲になるケースが多い。

市における最近の傾向として、高齢者や外国人市民の増加により、要配慮者が増えつつある。このため、要配慮者を対象とした各種予防対策を実施し、災害時の安全確保を図るものとする。

活動項目	担当部署
1. 要配慮者の支援体制の充実	防災課、社会福祉課、生活支援課、子育て支援課、高齢者福祉課、健康推進課、市民活動推進課
2. 避難行動要支援者に対する対応	防災課、社会福祉課、生活支援課、子育て支援課、高齢者福祉課、健康推進課、市民活動推進課
3. 要配慮者全般に対する対応	防災課、社会福祉課、生活支援課、子育て支援課、高齢者福祉課、健康推進課、市民活動推進課、消防本部
4. 福祉施設における防災対策	福祉施設管理者

1. 要配慮者の支援体制の充実

防災課及び関係各課は、災害時において、高齢者、障害者等の地域の要配慮者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月、内閣府）、県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（令和4年3月、千葉県）及び「富里市災害時等避難行動要支援者避難支援計画」（令和3年10月）に基づき、地域市民の連携による支援体制の充実を図る。

2. 避難行動要支援者に対する対応

防災課及び関係各課は、「富里市災害時等避難行動要支援者避難支援計画」（令和3年10月）に基づき、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、円滑に避難するために特に支援を要する市民等（以下「避難行動要支援者」という）の支援体制を整備する。

（1）要配慮者の把握

防災課及び関係各課は、要配慮者の迅速かつ円滑な避難支援を実施するため、「富里市避難行動要支援者名簿作成要綱」（平成30年4月）に基づき、富里市避難行動要支援者名簿を作成する。

【資料28】『富里市避難行動要支援者名簿作成要綱』参照

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する対象者

避難行動要支援者名簿に掲載する対象者は、次のとおりである。関係各課は、把握している要配慮者の情報を集約する。

〈避難行動要支援者名簿掲載の対象者〉

- 介護保険における要介護 3～5 に該当する者
- 要介護 1～2、要支援 1～2 に該当する者であって一人暮らしの者
- 65 歳以上の一人暮らし高齢者で申出があった者
- 65 歳以上の高齢者のみの世帯で申出があった者
- 要介護 1～2、要支援 1～2 に該当する者であって、単独避難が困難な者で申出があった者
- 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）を所持する身体障害者
- 療育手帳[△]又は A を所持する知的障害者
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者
- 市の生活支援（福祉サービス）を受けている難病患者
- 障害者世帯に属する子ども（18 歳に達した年度の 3 月 31 日をもって抹消）
- 母子健康手帳交付者で申出があった者（登録から 1 年をもって抹消）
- 日本語による意思疎通に支障があり、本人等から申出があった外国人[※]
- その他市長が必要と認める者

※：手上げにより名簿に掲載

イ 避難行動要支援者名簿の作成等

名簿作成に当たっては、市の通常業務等を通じて次の方法で情報を入手する。

〈名簿作成に必要な個人情報及び入手方法〉

- 要介護認定情報
- 各種障害者手帳台帳、障害程度区分情報等
- 母子健康手帳の発行状況
- 市民基本台帳
- 民生委員をはじめとする各種相談員からの情報
- 区・自治会、福祉団体、国際交流団体等の関係団体からの情報

ウ 情報の管理

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意に基づき提供することとし、提供に当たっては、誓約書の提出により守秘義務を確保する。

なお、最新の避難行動要支援者情報を把握し、毎年内容を更新する。

（2）支援体制の整備

ア 支援体制

避難支援等関係者は、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、富里市社会福祉協議会、区・自治会・自主防災組織、地域包括支援センター等とし、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、避難行動要支援者への支援体制の中に女性が行う支援についても位置付けるものとする。

イ 避難行動要支援者への調査

避難支援等関係者のうち、民生委員、児童委員、区、自治会及び自主防災組織は、「富里市避難行動要支援者名簿作成要綱」（平成30年4月）の規定に基づき、名簿の提供同意のあった者に対し、避難行動要支援者の状況を確認する訪問等調査を実施し、調査資料を防災課に提出する。

【資料28】『富里市避難行動要支援者名簿作成要綱』参照

ウ 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の同意が得られた場合には、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努める。

3. 要配慮者全般に対する対応

（1）防災設備等の整備

消防本部は、一人暮らしや、寝たきり高齢者・障害者等の安全を確保するため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

（2）避難施設等の整備

防災課及び福祉担当部局は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月、内閣府）、「災害時における避難所運営の手引き」（令和6年3月、千葉県）を参考とし、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備、手話通訳及び介護ボランティア等の派遣について、富里市社会福祉協議会等と連携する等、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

- ① トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品の確保と防災備蓄倉庫（富里市福祉センター）の整備
- ② 児童遊具、ミルク、哺乳瓶等の乳幼児備品及び授乳に配慮するための設備
- ③ 避難所施設内におけるバリアフリーの検討
- ④ 避難所施設内におけるプライバシーの保護方法等の検討

（3）福祉避難所の確保

防災課及び福祉担当部局は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所を確保するため、市の管理する公共施設の福祉避難所の指定及び社会福祉法人等との福祉避難所の指定に係る協定締結に努める。

また「福祉避難所開設・運営マニュアル」（令和4年4月）を参考に、平常時から協定締結施設との間で要配慮者の受入れや運営方法について協議し、災害時の活動体制の整備に努める。

【資料33】『災害応援協定等』参照

総則	災害予防	震災	風水害	事故災害	東海地震	災害復旧	資料編
	計画		災害応急対策計画			復興計画	

(4) 防災知識の普及、防災訓練の実施

福祉担当部局は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(5) 避難指示等の情報伝達

福祉担当部局は、要配慮者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、避難支援等関係者と連携を図り、速やかに巡回等により避難指示等の周知を図る。

(6) 在宅避難者等への支援

福祉担当部局は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援に備え、印旛健康福祉センター、富里市社会福祉協議会等の福祉関係機関と連携した地域のネットワークによる取組を行う。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

4. 福祉施設における防災対策

(1) 施設の安全対策

福祉施設管理者は、施設の災害に対する安全性の向上のため、建物の耐震化、施設職員の任務分担や連絡体制等を定めた具体的計画の作成等に努める。また、電気、水道等の供給停止に備えて、最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の確保に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

福祉施設管理者は、消防署の指導等を受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員、緊急連絡体制等を明確にする等、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。また、日頃から近隣市民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

福祉施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

(4) 防災学習・防災訓練の充実

福祉施設管理者は、職員や入通所者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習と防災訓練を定期的に行う。

5. 外国人への対応 ※手上げ

防災課及び市民活動推進課は、日本語による意思疎通に支障のある外国人を「要配慮者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関してボランティア団体との連携等を行う。また、避難所等の標識の多言語化、外国語による防災パンフレット等の配布、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。

総 則	
災害 計画	災害 予防
災害 応急 対策 計画	震 災
	風 水 害
	事 故 災 害
	東 海 地 震
復興 計画	災害 復旧
資 料 編	

第4節 地域の防災組織等の整備

第1 市民による取組

過去の災害から、大規模災害時には行政による「公助」の活動には限界があることが明らかになり、「自らの命は自らで守る」という「自助」の取組が重要なものとなっている。

市民は、災害による被害をできるだけ少なくするためには、一人ひとりが自ら取り組む「自助」が基本となることを理解し、日々の生活の中でも身の安全を守るための取組を心がけ、災害に備えるものとする。

活動項目	担当部署
1. 自助の取組の推進	市民

1. 自助の取組の推進

市民は、以下の「自助のための取組」を参考に、平常時から災害に備え、自らの安全を確保するための取組を推進するものとする。

〈自助のための取組〉

項目	内容
家庭内備蓄	最低3日間（1週間を推奨）の食料、飲料水の備蓄を行う。 非常持出品（常備菜、生活用品等）を準備しておく。
家庭内の安全確保	家具や大型家電製品の固定等により、地震による転倒を防止する。 住宅用火災警報器を設置する。 旧耐震基準の木造家屋については、耐震診断を実施する。
地域の危険性把握	ハザードマップにより、周辺の危険地域を確認しておく。 ブロック塀・屋外落下物等、屋外の危険箇所を把握しておく。
避難	近隣の避難所と避難所までの経路（避難路）を確認しておく。 緊急時の家族との連絡方法を決めておく。 災害用伝言ダイヤル171、携帯電話災害用伝言板、web171等の利用方法を確認しておく。
帰宅困難対策	「むやみに移動を開始しない」等の基本原則と帰宅困難となった場合の対処方法を確認しておく。 徒歩帰宅に備え、スニーカーやリュック等を勤務先に用意しておく。
防災関連情報の入手	富里市防災・防犯メールに登録し、気象情報や防災情報を入手できるようにしておく。
防災訓練への参加	市が行う防災訓練に積極的に参加し、初期消火方法、救命救護方法等を習得する。

第2 自主防災組織の整備

災害時には、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動の遅れが予想されるが、このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、市民等が出火防止、初期消火、被災者の救出活動、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが効果的である。

このため、市民組織の設置の必要性について積極的かつ計画的に広報、指導を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急対策活動が効果的に行われるよう十分な理解と協力を求め、自主防災組織の整備を図る。

活動項目	担当部署
1. 自主防災組織の結成促進	防災課
2. 自主防災組織の活動支援	防災課

1. 自主防災組織の結成促進

防災課は、災害発生による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織の結成を促進する。

- ① 自主防災組織は、効果的な活動を行えるよう、地域の実情にあった組織づくりに努める。
- ② 地域内の事業所等と協議の上、地域内の事業所等の防災組織と自主防災組織の連携を図る。
- ③ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を構成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図る。
- ④ 自主防災組織には、平常時から地域活動に大きな役割を果たしている女性の参画を求め、女性の経験や能力を活用できるようにする。さらに、女性でも十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。

2. 自主防災組織の活動支援

防災課は、自主防災組織に対し、研修会等を実施し、自主防災組織のリーダーの養成を図る。

また、県と連携し、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を促進する等、共助の中核となる人材育成を促進する。

(1) 自主防災組織への助成

防災課は、「富里市自主防災組織支援事業補助金交付要綱」（平成30年3月）に基づく補助金のほか、訓練の実施等の活動の支援を行う。

自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県と市は協力してこれを促進する。

【資料25】『富里市自主防災組織支援事業補助金交付要綱』参照

(2) 地区防災計画の策定支援

防災課は、地区防災計画の策定について、制度の周知に努めるとともに、自主防災組織等による計画策定の提案があった場合は、地域の特性、防災活動の目的やレベルに応じ、行政関係者や学識経験者等の専門家による支援を行う。

〈自主防災組織の活動〉

- | | |
|-----|--|
| 平常時 | <ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ③ 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 ④ 地域を知るため、地域内の避難所・避難路、地域の危険箇所等の把握及び防災マップの作成 ⑤ 避難所運営マニュアルの作成と避難所運営体制の構築 ⑥ 地区防災計画の策定 |
| 災害時 | <ul style="list-style-type: none"> ① 出火防止及び初期消火の実施 ② 地域内の被害状況等の情報の収集、市民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ③ 救出救護の実施及び協力 ④ 集団避難の実施 ⑤ 避難所の運営 |

第3 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

事業所等においては、被害の防止と軽減のため、自主的な防災組織の整備を図るものとする。

活動項目	担当部署
1. 防災・防火管理体制の強化	消防本部、施設管理者
2. 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織	消防本部、施設管理者
3. 事業継続計画の作成	事業所等
4. 災害対策への協力	事業所等

1. 防災・防火管理体制の強化

学校、大規模店舗等多数の人が出入りする施設について管理権原を有する者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっている。

消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するとともに、消防法第36条の規定により一定規模・高層の建築物について、防災管理者を選任し、火災以外の災害及び毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害に対応した消防計画の作成、避難訓練を実施することを指導する。

また、雑居ビル等については、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理体制の確立、自衛消防組織の設置等災害時に防災体制がとれるよう指導する。

2. 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互の応援体制を確立する。

また、高圧ガスは、爆発性、毒性等の性質があり災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合に、防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。このため、消防本部は、危険物施設等の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

3. 事業継続計画の作成

事業所等は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）の作成に努める。

4. 災害対策への協力

事業所等は、平常時から地域の自主防災活動への参加や市の行う災害対策への協力に努める。

第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

大規模災害が発生した場合は、ボランティア活動が効果的に実施されるよう、平常時からボランティアの受入れ体制や活動体制の整備に努めるものとする。

活動項目	担当部署
1. ボランティア受入れのための環境整備	社会福祉課、富里市社会福祉協議会
2. ボランティア意識の啓発	社会福祉課
3. ボランティアコーディネーターの養成	社会福祉課

1. ボランティア受入れのための環境整備

社会福祉課は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう、平常時から富里市社会福祉協議会等の関係団体との連携に努めるとともに、災害時に設置する一般ボランティアの「担当窓口」については、その活動が円滑に行われるよう体制の整備を図る。

また、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整ができるよう事前に市内ボランティア組織等へ協力を要請する。

2. ボランティア意識の啓発

社会福祉課は、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心に実施する講演会やシンポジウム等の諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）を中心に実施する防災訓練等に市民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

3. ボランティアコーディネーターの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。

社会福祉課は、ボランティア団体等に対し、県等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアコーディネーターの養成を進める。

総則	
災害予防計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	